

R6 沖縄県立知念高等学校 部活動に係る活動方針

基本方針

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月スポーツ庁）「運動部活動等の在り方に関する方針」（平成 30 年 12 月沖縄県教育委員会）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月）「文化部活動等の在り方に関する方針」（平成 31 年 4 月沖縄県教育委員会）をもとに、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が、以下の点を重視して、地域、学校、各部活動に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

ア. 校長は、沖縄県「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動等の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」の指導・是正を図る。

イ. 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）活動実績を作成し、校長へ提出する。

(2) 教職員の負担軽減

ア. 部活動顧問の複数配置(ワークシェアリングによる負担軽減)し、部活指導による負担軽減を図る。

イ. 専門的指導者がいない部活動や他の部活動顧問の負担軽減の観点から、部活指導員・外部指導者の活用を図る。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア. 校長、各部活動顧問及び指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ. 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。

ウ. 部活動顧問は、生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、各部活動の特性等を踏まえ、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 安全管理の徹底

ア. 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。

3. 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動については、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように基準を設定する。

(1) 学期中の休養日

学期中の休養日は、原則として週当たり1日以上休養日を設ける。

(2) 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いを行い、生徒が学習や十分な休養を取ることができるように配慮する。

(3) 活動時間

ア. 一日の活動時間は、原則として平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

イ. 定期試験日の1週間前から終了前日まで原則として活動中止とするが、公式大会等が試験終了後3週間以内にある場合、あるいは県代表として全国・九州大会に出場する部については学校長の許可を受けることとする。活動時間の規定については別に定める。

(4) 下校時刻

ア. 活動時間に合わせて終了時間を設定し、完全下校時間の厳守に努める。

イ. 生徒が安全に帰宅できるように、日没時間や気象状況を考慮する。

4. その他

同好会の活動については、上記の「1. 適切な運営のための整備体制」「2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」「3. 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いとする。